

# 東京医科歯科大学歯学部附属病院栄養管理室規則

平成29年10月18日  
規則第120号

## (趣旨)

第1条 東京医科歯科大学歯学部附属病院栄養管理室（以下「栄養管理室」という。）については、東京医科歯科大学歯学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (目的)

第2条 栄養管理室は、歯学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、中央診療施設として臨床栄養管理、給食管理を行うことのほか、これに関連した教育及び研究を行うことを目的とする。

## (業務)

第3条 栄養管理室は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 栄養管理計画書の作成・評価に関すること。
- (2) 歯科医師、看護師及び歯科衛生士に対する栄養管理についての提言に関すること。
- (3) 栄養食事相談・指導に関すること。
- (4) 栄養サポートチームに関すること。
- (5) 給食の献立の作成に関すること。
- (6) 委託業務の指導・監督に関すること。
- (7) 給食に係る調査・統計及び報告に関すること。
- (8) 学生、病院研修生等の教育に関すること
- (9) 栄養療法の研究に関すること。
- (10) その他栄養に関すること。

## (職員及び職務)

第4条 栄養管理室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 管理栄養士
- (4) その他病院長が必要と認めた者

2 室長は、大学院医歯学総合研究科（歯学系）に所属する教授、准教授又は講師（特任教員を含む。）をもって充てる。

- 3 室長は、病院長の命を受け、栄養管理室の管理運営に当たる。
- 4 副室長は、看護部長をもって充てる。
- 5 副室長は、室長の職務を補佐する。
- 6 その他必要な職員は、室長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第5条 室長及び副室長の選考は、病院長が行う。

- 2 室長及び副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長及び副室長の任期の末日は、当該室長及び副室長を指名する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、室長及び副室長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の承認を得て解任することができる。
- 4 室長又は副室長が任期途中で欠けた場合の後任の室長又は副室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である室長及び副室長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任の室長及び副室長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、室長及び副室長について、医療職員本給表(一)を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項(平成25年制定)を適用するものとする。

(栄養委員会)

第6条 栄養管理室の円滑な運営を図るため、栄養管理室に栄養委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会の内規は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、栄養管理室の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成29年10月18日から施行し、平成29年9月1日から適用する。